

情報漏えいに対する罰則について

検討事項

- 医療等に関する情報は一般に機微性の高い情報を含むものであり、その漏示は個人にとって著しい影響を及ぼすことが考えられる。
- 医療等情報個別法においては、情報の保安全管理を徹底し、国民の信頼を高めるためにも、量刑の引き上げとともに、故意・過失の取扱いについても検討してはどうか。

(1) 刑法上の故意・過失の取扱い

- ・ 刑法第 38 条第 1 項では、故意が無い行為は罰しないと規定されており、過失犯は特別の定めのある場合に例外として処罰されることとなっている。
- ・ 刑法上、過失犯を処罰する規定としては、失火など国民多数に影響を与える公共の利益に関する罪（116 条、117 条第 2 項、117 条の 2、122 条、129 条）や、重大な個人法益（生命・身体）に関する罪（210、211 条）がある。
- ・ 判例・通説的な立場として一般に、故意とは犯罪事実を認識・許容することを内容とする。また、過失とは、不注意により、犯罪事実の認識又は許容を欠いて一定の作為又は不作為をすることとされる。
- ・ 故意と過失の境界として、犯罪事実の実現は不確実であるが、それが実現されるかもしれないことを表象し、かつ、実現されることを許容する「未必の故意」と、犯罪事実の表象は持ったが、実現を許容しない「認識ある過失」がある。
- ・ 過失については、その不注意の程度によって重過失と軽過失に分かれる。
- ・ なお、行政刑罰については、明文の規定がなくとも過失による刑罰を認めた裁判例がある。

(2) 情報漏えいに関する過失に罰則を設けている例

- ・ 現行法令において、情報漏えいに関して過失による罰則を設けている例は少ないが、「日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法」における防衛秘密の漏えいや「医師法」などの医療関係の資格法における試験問題の漏えい等に見られる。
- ・ 日米秘密保護法では、防衛秘密が漏れる損害からすれば、過失による漏えいであっても故意に漏らした場合と異なることがない観点から過失犯も処罰の対象とされている。
- ・ 医師法等については、国家試験制度全体の社会的信用を害する行為であるとの観点から重過失犯の処罰規定がおかれている。

(3) 医療等に関する情報に関する情報漏えい

- ・ 情報漏えいに関しては、明らかな故意によるものというより、外部持ち出し、誤操作など不注意による過失によるものが多いと考えられる。
- ・ さらに情報システム・ネットワーク上の情報漏えいについては、その事態に気づきにくいこと、大量に流失すること、情報が流出すれば回収がほとんど不可能であること、等の特徴があり、そのような情報漏えいによりもたらされる個人のプライバシー侵害から保護を図ることの重要性は増している。
- ・ 医療等に関する情報の機微性を踏まえれば、過失による漏えいであったとしても、その漏えいは故意に漏らした場合と異なるところはないと考えられるのではないか。
- ・ 一方で、過失による漏えいすべてについて罰則を設けることになれば、医療等の情報の利活用に対する萎縮につながる可能性があると考えられるのではないか。

【参考】

○ 刑法（明治四十年法律第四十五号）

（故意）

第三十八条 罪を犯す意思がない行為は、罰しない。ただし、法律に特別の規定がある場合は、この限りでない。

〔刑法上過失が要件とされている例〕

○ 刑法（明治四十年法律第四十五号）

（激発物破裂）

第一百七十七条 火薬、ボイラーその他の激発すべき物を破裂させて、第八十八条に規定する物又は他人の所有に係る第九十九条に規定する物を損壊した者は、放火の例による。第九十九条に規定する物であつて自己の所有に係るもの又は第一百条に規定する物を損壊し、よつて公共の危険を生じさせた者も、同様とする。

2 前項の行為が過失によるときは、失火の例による。

（業務上失火等）

第一百七十七条の二 第一百六条又は前条第一項の行為が業務上必要な注意を怠つたことによるとき、又は重大な過失によるときは、三年以下の禁錮又は百五十万円以下の罰金に処する。

（過失建造物等侵害）

第二百二十二条 過失により出水させて、第一百九条に規定する物を侵害した者又は第二百十条に規定する物を侵害し、よつて公共の危険を生じさせた者は、二十万円以下の罰金に処する。

（過失往来危険）

第二百二十九条 過失により、汽車、電車若しくは艦船の往来の危険を生じさせ、又は汽車若しくは電車を転覆させ、若しくは破壊し、若しくは艦船を転覆させ、沈没させ、若しくは破壊した者は、三十万円以下の罰金に処する。

2 その業務に従事する者が前項の罪を犯したときは、三年以下の禁錮又は五十万円以下の罰金に処する。

第二十八章 過失傷害の罪

（過失傷害）

第二百九条 過失により人を傷害した者は、三十万円以下の罰金又は科料に処する。

2 前項の罪は、告訴がなければ公訴を提起することができない。

（過失致死）

第二百十条 過失により人を死亡させた者は、五十万円以下の罰金に処する。

（業務上過失致死傷等）

第二百十一条 業務上必要な注意を怠り、よつて人を死傷させた者は、五年以下の懲役若しくは禁錮又は百万円以下の罰金に処する。重大な過失により人を死傷させた者も、同様とする。

2 自動車の運転上必要な注意を怠り、よつて人を死傷させた者は、七年以下の懲役若しくは禁錮又は百万円以下の罰金に処する。ただし、その傷害が軽いときは、情状により、その刑を免除することができる。

[過失による情報漏えいに対して罰則の対象としている例]

○ 日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法（昭和二十九年法律第百六十六号）

（定義）

第一条 この法律において「日米相互防衛援助協定等」とは、日本国とアメリカ合衆国との間の相互防衛援助協定、日本国とアメリカ合衆国との間の船舶貸借協定及び日本国に対する合衆国艦艇の貸与に関する協定をいう。

2 この法律において「装備品等」とは、船舶、航空機、武器、弾薬その他の装備品及び資材をいう。

3 この法律において「特別防衛秘密」とは、左に掲げる事項及びこれらの事項に係文書、図画又は物件で、公になつていないものをいう。

一 日米相互防衛援助協定等に基づき、アメリカ合衆国政府から供与された装備品等について左に掲げる事項

イ 構造又は性能

ロ 製作、保管又は修理に関する技術

ハ 使用の方法

ニ 品目及び数量

二 日米相互防衛援助協定等に基づき、アメリカ合衆国政府から供与された情報で、装備品等に関する前号イからハまでに掲げる事項に関するもの

第二条 （略）

（罰則）

第三条 左の各号の一に該当する者は、十年以下の懲役に処する。

一 わが国の安全を害すべき用途に供する目的をもつて、又は不当な方法で、特別防衛秘密を探知し、又は収集した者

二 わが国の安全を害する目的をもつて、特別防衛秘密を他人に漏らした者

三 特別防衛秘密を取り扱うことを業務とする者で、その業務により知得し、又は領有した特別防衛秘密を他人に漏らしたもの

2 前項第二号又は第三号に該当する者を除き、特別防衛秘密を他人に漏らした者は、五年以下の懲役に処する。

3 前二項の未遂罪は、罰する。

第四条 特別防衛秘密を取り扱うことを業務とする者で、その業務により知得し、又は領有した特別防衛秘密を過失により他人に漏らしたものは、二年以下の禁こ又は五万円以下の罰金に処する。

2 前項に掲げる者を除き、業務により知得し、又は領有した特別防衛秘密を過失により他人に漏らした者は、一年以下の禁こ又は三万円以下の罰金に処する。

○ 医師法（昭和二十三年法律第二百一号）

第三十条 医師試験委員その他医師国家試験又は医師国家試験予備試験に関する事務をつかさどる者は、その事務の施行に当たつて厳正を保持し、不正の行為のないようにしなければならない。

第三十三条 第三十条の規定に違反して故意若しくは重大な過失により事前に試験問題を漏らし、又は故意に不正の採点をした者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

○ 薬剤師法（昭和三十五年法律第百四十六号）

（試験事務担当者の不正行為の禁止）

第十四条 薬剤師試験委員その他試験に関する事務をつかさどる者は、その事務の施行に当たつて

厳正を保持し、不正の行為がないようにしなければならない。

第三十一条 第十四条の規定に違反して故意若しくは重大な過失により事前に試験問題を漏らし、
又は故意に不正の採点をした者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。